

令和2年度診療報酬改定にて、ウェルウォーク WW-1000、WW-2000 が  
「運動量増加機器」として保険適用の対象となりました  
下記条件のもと加算が算定できるようになりましたのでお知らせ致します

加算適用時期：

2020年4月1日から

適用製品：

- ウェルウォーク WW-1000 （製品コード： 4986096080002）
- ウェルウォーク WW-2000 （製品コード： 4986096080019）

対象患者：

脳卒中又は脊髄障害の急性発症に伴う上肢または下肢の運動機能障害を有する患者

算定可能な施設基準：

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）（Ⅱ） ※（Ⅲ）は算定できない

算定点数：

150点

加算条件： ※ 下記②より抜粋

- 医師、理学療法士又は作業療法士のうち1名以上が、患者の運動機能障害の 状態を評価した上で、脳血管疾患等リハビリテーションに運動量増加機器を用いること が適当と判断した場合であって、当該機器を用いたリハビリテーション総合実施計画を作成した場合に、1回に限り算定する。ただし、当該機器の使用に有効性が認められ、 継続すべき医学的必要性が認められる場合に限り、発症日から起算して2月を限度として月1回に限り算定できる。なお、この場合においては、医学的な必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 当該加算を算定する場合には、適応疾患、発症年月日、運動障害に係る所見、使用する運動量増加機器の名称及び実施期間の予定をリハビリテーション総合実施計画書に記載し、その写しを診療録等に添付すること。

※詳しくは厚生労働省からの下記告示・通知をご確認の上、ご対応ください。

- ① 令和2年3月5日 厚生労働省告示第57号  
診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)  
別表第1 <第2章>リハビリテーション P.5 H003-2 注5
- ② 令和2年3月5日 保医発0305第1号  
診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)  
別添1 P.391 H003-2 (9)、(10)
- ③ 令和2年3月31日 保医発0331第1号  
医療機器の保険適用について  
別紙 P.2, P.4